



埼玉県マスコット
「コバトン」と「さいたまっち」

令和3年度埼玉県公立高等学校

入学者選抜における対応

Ver.2

(新型コロナウイルス感染防止対策)

令和2年12月22日版

令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜日程表

2 月			3 月		
1	月		1	月	実技検査・面接（一部の学校）
2	火		2	火	
3	水		3	水	（追検査）
4	木		4	木	
5	金		5	金	
6	土		6	土	
7	日		7	日	
8	月		8	月	入学許可候補者発表（9:00）
9	火		9	火	
10	水		10	水	
11	木	（建国記念の日）	11	木	
12	金	入学願書・調査書等、学習の記録等一覧表 中学校がまとめて持参・郵送の配達指定日	12	金	特例追検査
13	土		13	土	
14	日		14	日	
15	月	↑ 入学願書・調査書等、学習の記録等一覧表 窓口提出期間（持参の場合）	15	月	
16	火	↓ 16日（火）は12:00まで	16	火	特例追検査入学許可候補者発表（14:00）
17	水		17	水	欠員補充開始
18	木	↑ 志願先変更期間	18	木	
19	金	↓ 19日（金）は16:00まで	19	金	
20	土		20	土	（春分の日）
21	日		21	日	
22	月		22	月	
23	火	（天皇誕生日）	23	火	
24	水		24	水	
25	木		25	木	
26	金	学力検査	26	金	
27	土		27	土	
28	日		28	日	
			29	月	
			30	火	
			31	水	

目 次

第 1	基本的な考え方	3
第 2	出願手続	4
第 3	志願先変更	6
第 4	学力検査	6
第 5	実技検査・面接	7
第 6	追検査	7
第 7	不登校の生徒などを対象とした特別な選抜	8
第 8	帰国生徒特別選抜による募集	8
第 9	外国人特別選抜による募集	8
第10	定時制の課程における特別募集	8
第11	入学許可候補者の発表	9
第12	特例追検査	9
第13	諸様式	
	送付票（様式A）	12
	受領書（様式B）	13
	学力検査受検者用チェックリスト（様式C）	14
	特例追検査受検願（様式D）	15
	特例追検査受検承認証（様式E）	16
第14	新型コロナウイルス感染防止対策	17

【令和2年12月9日 令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における対応 からの主な変更点】

・4ページ

○第2 出願手続 1 出願方法

さいたま市立高等学校及び川越市立高等学校においても、原則、中学校がまとめて郵送による出願としたため、文言を改めた。

○第2 出願手続 1 出願方法の イ 中学校がまとめて持参する場合 の提出方法

「受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。」を加えた。

・6ページ

○第4 学力検査 1(2) 学力検査受検者用チェックリスト

「又は」を加えた。

・7ページ

○第5 実技検査・面接 の項目を追加した。これにより、以降の項目番号が1ずつ下がった。

・8ページ

○第9 外国人特別選抜による募集 1(1)

「～第2 出願手続 1 出願方法の(1)ア、イ又はウ～」と表記を改めた。

・10ページ

○「さいたま市及び川越市の高等学校の入学者選考手数料の納付方法等について」を加えた。

・14ページ

○実技検査・面接実施日においても学力検査受検者用チェックリストを活用するため、様式を改めた。

・17ページ

○第14 新型コロナウイルス感染防止対策 4(1)

「追検査・」を加えた。

第1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた、令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜の実施方法の詳細を定めるものである。その他、記載内容以外については、令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項・入学者選抜要領に準ずる。

第2 出願手続

1 出願方法 **実施要項3ページ 第3の3(2)出願書類の提出方法ア及びイ**

全ての県公立高等学校において、原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参することや、志願者が郵送・持参することも可とする。なお、さいたま市及び川越市の高等学校の入学選考手数料の納付方法等は、10ページを参照すること。

出願方法の詳細は次のとおりである。

(1) 志願者又は出身中学校長（在学中学校長を含む。以下同じ。）が提出するもの

ア 中学校がまとめて郵送する場合

提出書類	入学願書、受検票、調査書を受検生ごとにまとめて、送付票（様式A）を同封する。
提出期間及び受付時間	令和3年2月12日（金）を配達指定日とすること。
提出先	志願先高等学校
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 この他に定められた提出書類がある場合は同時に提出すること。
受検票の交付	志願先高等学校長は、「受検票」を2月16日(火)午前11時までに投函する。 中学校長は、2月19日(金)の朝の出欠確認時に、志願者に受検票が届いているかを確認し、届いていない場合はすみやかに志願先高等学校にその旨連絡する。

イ 中学校がまとめて持参する場合

提出書類	入学願書、受検票、調査書を受検生ごとにまとめて、送付票（様式A）を同封する。
提出期間及び受付時間	令和3年2月12日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
提出先	志願先高等学校
提出方法	中学校長が命じた者が窓口を持参する。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	窓口では、受領書（様式B）を交付する。 「受検票」は、窓口では交付しない。 志願先高等学校長は、「受検票」を2月16日(火)午前11時までに投函する。 中学校長は、2月19日(金)の朝の出欠確認時に、志願者に受検票が届いているかを確認し、届いていない場合はすみやかに志願先高等学校にその旨連絡する。

ウ 志願者が郵送する場合

提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。
提出期間及び受付時間	令和3年2月12日（金）を配達指定日とすること。
提出先	志願先高等学校
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	志願先高等学校長は、「受検票」を2月16日(火)午前11時までに投函する。 中学校長は、2月19日(金)の朝の出欠確認時に、志願者に受検票が届いているかを確認し、届いていない場合はすみやかに志願先高等学校にその旨連絡する。

エ 志願者が持参する場合

提出書類	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間及び受付時間	令和3年2月15日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月16日（火）午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校
提出方法	志願者が窓口を持参する。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	志願先高等学校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

(2) 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表	
提出期間及び受付時間	令和3年2月12日（金）を配達指定日とすること。	令和3年2月15日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月16日（火） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校及び高校教育指導課	
提出方法	<p>「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。</p> <p>なお、入学願書等を中学校がまとめて郵送する場合((1)ア)は、入学願書等の提出に併せて、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を同封し、提出することができる。この場合、封筒の表には、「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きで併記すること。</p> <p>(高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長</p>	<p>直接持参する。</p> <p>なお、入学願書等を中学校がまとめて持参する場合((1)イ)は、入学願書等の提出に併せて、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を同封し、提出することができる。この場合、封筒の表には、「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きで併記すること。</p>

2 その他

(1) 高等学校長は、1 出願方法の(1)ア、イ又はウにより出願があった場合、受検票の受検番号、氏名、ふりがな、出身校、検査会場、志願先高等学校長名・校長氏名を覆うように、**個人情報保護シールを貼った上で**投函すること。

志願者は、受検票を受け取った後、個人情報保護シールをはがし、内容を確認すること。

(2) 帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集における出願にともなう留意点は、8ページを参照すること。

第3 志願先変更 **実施要項4ページ 第3の7(2)**

志願先変更は窓口受付のみとする。郵送による手続は認めない。

なお、高等学校にて出願が認められているが、受検票が手元に届いてない志願者が志願先変更を希望する場合、中学校長が発行する「志願先変更願」のみで志願先変更を行うことができる。

この場合、高等学校長は入学願書等を確認の上、「志願先変更証明書」を発行する。高等学校長は、志願先変更前の受検票の回収は不要とする。

第4 学力検査 **実施要項5ページ 第3の9**

1 学力検査を受検できない者

学力検査当日に、次の(1)又は(2)に該当する志願者は、学力検査を受検することができない。

(1) 保健所から健康観察や外出自粛を要請されている者

具体的には、次のア、イ、ウ及びエに該当する者をいう。

ア 新型コロナウイルス感染者

イ 濃厚接触者※1

ウ PCR検査を受け、結果が出ていない者

エ 濃厚接触者を判定するために保健所から外出自粛を要請されている者

(2) 学力検査受検者用チェックリスト（様式C）に該当した志願者

学力検査当日の朝に、以下の学力検査受検者用チェックリスト（様式C）の各項目に該当するかを志願者自身で行い、**A欄で1項目以上、又はB欄で2項目以上**該当する者

学力検査受検者用チェックリスト	
A	<ul style="list-style-type: none">・発熱の症状がある（37.5度以上）・息苦しさ（呼吸困難）がある・強いだるさ（倦怠感）がある
B	<ul style="list-style-type: none">・味を感じない（味覚障害）・臭いを感じない（臭覚障害がある）・咳の症状が続いている・咽頭痛が続いている・下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）・過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されていないまま症状が続いている者がいる・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある

なお、学力検査当日の朝に、学力検査受検者用チェックリスト（様式C）に該当する志願者がいた場合は、速やかに中学校長から志願先高等学校長へ学力検査欠席の旨を連絡すること。

2 学力検査の出題範囲

出題範囲は、令和2年7月10日公表「令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における学力検査問題の出題の基本方針並びに学力検査の実施教科及び出題範囲について」による。詳細は県教育委員会ホームページを参照すること。

※1 濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

第5 実技検査・面接 **実施要項5ページ 第3の11及び12**

1 実技検査・面接を受検できない者

第4 学力検査 1 学力検査を受検できない者 に準ずる。

第6 追検査 **実施要項5ページ 第3の12**

1 追検査の扱い

(1) 次のア、イ又はウに該当する者は、追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査及び実技検査・面接をすべて欠席した者

イ 「第4 学力検査 1 学力検査を受検できない者」に該当する者

ウ 一部受検者※2

(2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかったことを踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに（学力検査当日中に）志願先高等学校長に連絡するとともに「追検査受検願」を令和3年3月1日（月）正午までに志願先高等学校長に提出すること。

なお、新型コロナウイルスに感染するなどして、令和3年3月3日（水）の追検査を受検することができないことが明らかな場合は、第12の1 特例追検査の扱い のとおりとする。

(3) 志願先高等学校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」を交付すること。

2 追検査を受検できない者

1 追検査の扱い の(1)に該当し、かつ、追検査当日に保健所から健康観察や外出自粛を要請されている志願者は追検査を受検することができない。

ただし、次のア、イ及びウのすべてを満たす濃厚接触者（以下、追検査当日の無症状の濃厚接触者という。）を除く。

ア 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性である。

イ 追検査当日も無症状である。

ウ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。

3 検査会場

検査会場は原則、志願先高等学校とする。ただし、追検査当日の無症状の濃厚接触者の検査会場は、指定する県内4施設とする。

4 追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接

追検査において、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集又は定時制の課程における特別募集に出願している追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接は実施しない。

5 追検査の出題範囲

追検査の出題範囲は、学力検査に準ずる。

※2 一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良により、学力検査を継続することが難しいと判断された者をいう。ただし、受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科に限る。

第7 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜 実施要項13ページ 第6

1 追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接

追検査において、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に出願している追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接は実施しない。

第8 帰国生徒特別選抜による募集 実施要項16ページ 第8

1 出願手続

高等学校長は、第2 出願手続 1 出願方法の(1)ア、イ又はウにより、帰国生徒特別選抜による募集に出願した志願者に対し、受検票の備考欄に、「帰国生徒特別選抜による出願を認める」と記載し、高等学校長印を押印することで「帰国生徒特別選抜証明書」に代えることができる。

この場合は、第2 出願手続の 2 その他 に加え、受検票の備考欄を覆うように、個人情報保護シールを貼った上で投函すること。

2 追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接

追検査において、帰国生徒特別選抜による募集に出願している追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接は実施しない。

第9 外国人特別選抜による募集 実施要項18ページ 第9

1 出願手続

外国人特別選抜による募集の出願には、出願時に旅券等の確認が必要であるため、次のいずれかの方法により出願する。

- (1) 2月12日（金）以前に志願先高等学校で、出願時に有効な旅券、在留カード及びその他志願先高等学校長が必要とする書類の確認を行い、第2 出願手続 1 出願方法の(1)ア、イ又はウによる郵送出願等をする。（事前確認を行う場合、中学校長は高等学校長に連絡を入れること。）
- (2) 2月15日（月）、16日（火）に持参による出願をする。

2 追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接

追検査において、外国人特別選抜による募集に出願している追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接は実施しない。

第10 定時制の課程における特別募集 実施要項21ページ 第11

1 出願手続

高等学校長は、第2 出願手続 1 出願方法の(1)ア、イ又はウにより、定時制の課程における特別募集による出願した志願者に対し、受検票に志願者の写真が貼ってあることから、第2 出願手続の 2 その他 に加え、受検票の備考欄を覆うように、個人情報保護シールを貼った上で投函すること。

2 追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接

追検査において、定時制の課程における特別募集に出願している追検査当日の無症状の濃厚接触者の面接は実施しない。

第11 入学許可候補者の発表 実施要項6ページ 第3の14 及び 22ページ 第11の10

(1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
1 日時	令和3年3月8日（月）午前9時	令和3年3月8日（月）午前10時
2 場所	・ 県立高等学校 http://nr03.spec.ed.jp/ （詳細は、別に定める。） ・ 市立高等学校 各校のホームページ	志願先高等学校
3 方法	受検番号を発表する。 高等学校長は、受検票を確認し選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。	

(2) 資料等受領

- ア 入学許可候補者は、令和3年3月8日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までに入学許可候補者とした高等学校へ、選抜結果通知書等の受領に行くこと。
- イ 資料等受領の際には、受検票を持参すること。

(3) その他

ウェブによる発表では、アクセスの集中等の理由により、一時的につながりにくい場合がある。このときは、時間をおいて再度アクセスすること。

第12 特例追検査 新規

1 特例追検査の扱い

- (1) 新型コロナウイルスに感染するなどして、保健所から健康観察や外出自粛を要請され、学力検査・実技検査・面接及び追検査をすべて欠席した者は、特例追検査を受検することができる。
- (2) 中学校長は、新型コロナウイルスに感染するなどの事由を踏まえ、令和3年3月3日（水）の追検査を受検することができないことが明らかな場合は、速やかに（学力検査当日までに）志願先高等学校長に連絡するとともに「特例追検査受検願」（様式D）を令和3年3月1日（月）正午までに志願先高等学校長に提出すること。
- なお、「追検査受検願」を令和3年3月1日（月）正午までに志願先高等学校長に提出したが、第6の2 追検査を受検できない者に該当する場合は、改めて追検査当日までに志願先高等学校長に連絡するとともに「特例追検査受検願」（様式D）を令和3年3月4日（木）正午までに志願先高等学校長に提出すること。
- (3) 志願先高等学校長は、特例追検査の受検を承認したときは、「特例追検査受検承認証」（様式E）を交付すること。

2 特例追検査を受検できない者

- 1 特例追検査の扱い の(1)に該当し、かつ、特例追検査当日に保健所からの健康観察や外出自粛が継続している志願者は特例追検査を受検することができない。
- ただし、次のア、イ及びウのすべてを満たす濃厚接触者を除く。
- ア 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性である。
- イ 特例追検査当日も無症状である。
- ウ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。

3 検査日程

- (1) 検査日は、令和3年3月12日（金）とする。
- (2) 特例追検査は、国語、数学及び英語の3教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。なお、「英語のリスニング」及び「学校選択問題」は実施しない。
- (3) 特例追検査の出題範囲は、学力検査に準ずる。
- (4) 日程は、次のとおりとする。

時間	9:20～ 9:40	9:40～ 10:30 (50分)	休 憩	10:50～ 11:40 (50分)	休 憩	12:00～ 12:50 (50分)
教科等	一般諸注意	国 語		数 学		英 語

- (5) 実技検査・面接は実施しない。
- (6) 特例追検査の配点等は、学力検査に準ずる。

4 検査会場

検査会場は、指定する県内4施設とする。

5 選抜

当該高等学校の学科等の教育を受けるに足る能力・適性を判定して行い、入学許可候補者は募集人員の枠外で決定する。

6 入学許可候補者発表

- (1) 令和3年3月16日（火）午後2時に、電話による発表を行う。詳細は別に定める。
- (2) 入学許可候補者は、令和3年3月16日（火）午後2時から午後4時30分まで及び令和3年3月17日（水）午前9時から正午までに入学許可候補者とした高等学校へ、選抜結果通知書等の受領に行くこと。その際、受検票を持参すること。

【さいたま市立及び川越市立の高等学校の入学選考手数料の納付方法等について】

さいたま市立及び川越市立の高等学校の入学選考手数料の納付方法は、次のとおりとする。

・さいたま市立高等学校

さいたま市立高等学校への志願者は、出願までに所定の納付書により入学選考手数料を取扱金融機関で納付し、受領済印が押印された「納付書兼領収書」を、入学願書の裏面に貼付する。なお、納付書には、志願者本人の住所、氏名を記入する。ただし、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

なお、これまで同様、志願者が持参する場合、出願の際に現金で納入することも可能とする。

・川越市立高等学校

川越市立高等学校への志願者は、出願までに所定の納付書により入学選考手数料を取扱金融機関で納付し、受領済印が押印された「納入済通知書兼領収書」を、入学願書の裏面に貼付する。なお、納付書には、志願者本人の住所、氏名、電話番号、中学校名を記入する。ただし、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

なお、これまで同様、志願者が持参する場合、出願の際に現金で納入することも可能とする。

第13 諸様式

(様式 A)

送 付 票

令和3年 月 日

(宛先)

_____ 高等学校長 様

中学校名 _____

校長氏名 _____

貴校 _____ の課程 _____ 科 (系・コース・学系・部) を志願している本校生徒について、
下記の資料を提出します。

記

願書・受検票・調査書

志願者氏名	備考	志願者氏名	備考
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

※ 備考には、帰国生徒特別選抜による募集に係る「海外在住状況説明書」等、**願書・受検票・調査書以外の提出書類**がある場合、その書類名を記入する。

※ **送付票は課程、科別に作成する。**

※ 課程名については、「全日制」又は「定時制」を記入し、学科等については、普通科は「普通」、普通科のコースにあつては「コース名」、総合学科は「総合学」、専門教育を主とする学科にあつては「園芸」、「機械」などと記入する。県立いずみ高等学校にあつては「生物」又は「環境」、県立皆野高等学校にあつては「商業」と記入し、系を○で囲む。県立戸田翔陽高等学校、県立狭山緑陽高等学校、県立吹上秋桜高等学校及び県立吉川美南高等学校(定時制)にあつては「Ⅰ」「Ⅱ」など、県立羽生高等学校にあつては「昼間」などと記入し、部を○で囲む。

※ 志願者が20名を超える場合は、送付票を複数枚作成する。このとき、志願者氏名欄にある通し番号は21からとなるよう、修正して使用する。

(様式B)

受 領 書

令和3年2月 日

(宛先)

_____中学校長 様

高等学校名_____

校長氏名_____

下記について受領しました。

記

一般募集_____人

.....

(高等学校が切り取って上部を手渡す)

受 領 書 (高等学校控)

令和3年2月 日

(宛先)

_____中学校長 様

高等学校名_____

校長氏名_____

下記について受領しました。

記

一般募集_____人

(様式C)

学力検査受検者用チェックリスト (2月26日・3月1日)

学力検査(令和3年2月26日)当日の朝に、受検生は次のチェックリストの自己確認をする。
また、実技検査・面接(令和3年3月1日)当日の朝にも、チェックリストの自己確認をする。
A欄で1項目以上、又はB欄で2項目以上該当する受検生は、当該検査を受検することができない。
この場合は、速やかに中学校に連絡すること。

	確認項目	2月26日 チェック	3月1日 チェック
A	発熱の症状がある(37.5度以上)	はい いいえ	はい いいえ
	息苦しさ(呼吸困難)がある	はい いいえ	はい いいえ
	強いだるさ(倦怠感)がある	はい いいえ	はい いいえ
B	味を感じない(味覚障害)	はい いいえ	はい いいえ
	臭いを感じない(臭覚障害がある)	はい いいえ	はい いいえ
	咳の症状が続いている	はい いいえ	はい いいえ
	咽頭痛が続いている	はい いいえ	はい いいえ
	下痢をしている(持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く)	はい いいえ	はい いいえ
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されていないまま症状が続いている者がいる	はい いいえ	はい いいえ
	過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある	はい いいえ	はい いいえ

(様式D)

特 例 追 検 査 受 検 願	
令和3年 月 日	
(宛先)	_____高等学校長
	中学校名 _____
	校長氏名 _____ <input type="checkbox"/>
貴校を志願している本校生徒（卒業生）について、下記の事由により特例追検査の受検をさせていただきますようお願いいたします。	
志願者	
受検番号	_____
志願者氏名	_____
志願先	
	_____高等学校_____の課程_____科（系・コース・学系・部）
事由	

備考1 事由の欄は、学力検査・追検査を受検できなかった事由を具体的に記入すること。

2 志願先高等学校の課程については、「全日制」又は「定時制」と記入し、学科等については、普通科は「普通」、普通科のコースにあつては「コース名」、総合学科は「総合学」、専門教育を主とする学科にあつては「園芸」、「機械」などと記入する。県立いずみ高等学校にあつては「生物」又は「環境」、県立皆野高等学校にあつては「商業」と記入し、系を○で囲む。県立戸田翔陽高等学校、県立狭山緑陽高等学校、県立吹上秋桜高等学校及び県立吉川美南高等学校（定時制）にあつては「Ⅰ」「Ⅱ」など、県立羽生高等学校にあつては「昼間」などと記入し、部を○で囲む。

(様式E)

特例追検査受検承認証

令和3年 月 日

(宛先)

_____中学校長 様

高等学校名 _____

校長氏名 _____ 印

下記の者の、特例追検査の受検を承認します。

記

受検番号 _____

氏 名 _____

(以下を切り取り受検生に渡してください)

特例追検査受検承認証(本人用)

受検番号 _____

氏 名 _____

出身中学校名 _____

上記の者の、特例追検査の受検を承認します。

高等学校名 _____

校長氏名 _____ 印

(備考)

- * 特例追検査受検承認証(本人用)と受検票を特例追検査当日に持参すること。
- * その他携行品については本検査と同様である。
- * 検査会場は、中学校を通じて連絡する。

第14 新型コロナウイルス感染防止対策 新規

令和3年度入学者選抜は、次のような感染防止対策を講じた上で実施する。

1 出願（詳細は、第2 出願手続 を参照）

- (1) 出願時の密集を防ぐため、原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。
- (2) 中学校がまとめて入学願書等を持参することもできる。

2 学力検査

<事前準備>

- (1) 1つの検査会場の人数を35人以下とし、受検生同士の距離を1メートル以上確保する。
- (2) トイレ内は常時換気を行うとともに、入り口の混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示する。
- (3) 速乾性アルコール製剤を検査会場のある廊下等に設置する。
- (4) 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く等の対応をする。
- (5) 別室受検用の検査会場は、受検生同士の距離を2メートル以上確保する。

<検査当日>

- (1) 集合は、1か所に集める場合には、受検生同士の距離を1メートル以上確保する。ただし、直接学力検査会場に集合させることも可とする。
- (2) 昼食時を除き、原則マスクの着用を義務付ける。
- (3) 休憩時間や昼食時の他者との会話を控えるよう指示する。
- (4) 適宜、手指消毒することを指示する。
- (5) 常時対角線上の2方向の窓を開放して換気を行う。また、1教科終了後ごとに、5分程度全ての窓を開放して換気を行う。
- (6) 昼食時は、他者との会話を控え、食事終了後は速やかにマスクを着用することを指示する。

<検査終了後>

- (1) 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く等の対応をする。
- (2) ゴミの持ち帰り及び検査会場にマスクを廃棄しないよう指示する。
- (3) 学力検査終了後の混雑を避けるため、検査会場からの退出は、それぞれの検査会場から退出させる出口を指示するなど、一つの出口に受検生が集中することがないように指示する。また、階ごとに退校時間に差を設ける等、退校時の密集を避ける対応をする。

3 実技検査・面接

<実技検査>

- (1) 器具の消毒、換気を徹底する。
- (2) 各種競技団体から新型コロナウイルス感染予防のガイドライン等を参考に実施する。

<面接>

- (1) マスクの着用を義務付ける。
- (2) 面接室では、受検生同士や面接委員との距離を2メートル以上確保し、適宜換気を行う。
- (3) 控室は、学力検査に準ずる。

4 追検査・特例追検査

- (1) 学力検査に準ずる。ただし、追検査・特例追検査の検査会場は、受検生同士の距離を2メートル以上確保する。

5 入学許可候補者発表

- (1) 入学許可候補者発表時の密集を防ぐため、午前9時にウェブでの発表、午前10時に志願先高等学校における掲示による発表を行う。
- (2) 選抜結果通知書等受領の際の密集を防ぐため、受領時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までとする。